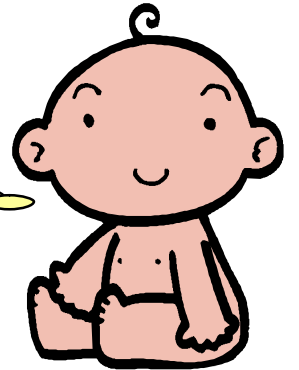


ポイ捨ては許しません!!

ゴミだらけの町は
絶対にイヤ!



牟岐町では平成15年4月1日から
「ごみのないきれいな町にする条例」を施行しています。

【何で必要なの?】

牟岐町には、天然記念物でもある出羽島大池の「シラタマモ」をはじめ、貴重な自然がたくさん残っています。

この自然は、かつて牟岐町内に住んでいた人たちが大切に守ってきた地域の財産です。だから今、牟岐町内に住む人も、この町を訪れる人も、みんなで「町をきれいに、大切な自然環境を守って欲しい。」そんな思いで作った条例です。

【どんな内容なの?】

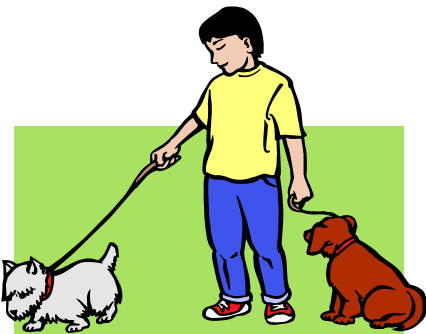
ゴミのポイ捨て禁止

町民や観光客などに道路や海や川、公園などの公共の場所での空き缶やタバコの吸い殻などのゴミを投げ捨てることを厳禁するのはもちろん、飲食料の自動販売機の設置者に回収容器の設置を義務付けています。



飼い犬のふん害防止

最近、飼い犬のふんの放置による苦情が多く寄せられています。犬を散歩させるときは、ふんをきちんと処理するため必ず処理用の容器などを持参し、ふんをしたときは忘れず回収することを義務付けています。



【守らないとどうなるの?】

条例に違反した者に対して、町は勧告をすることができ、理由もなしに勧告に従わない場合は、違反者に対して最高3万円の罰金を科す罰則規定が設けられています。